

辺野古沿岸部の米軍新基地建設阻止に向けて —— 沖縄県の全面的勝訴和解を受けて ——

国と沖縄県知事との間で争われていた訴訟（代執行訴訟、執行停止決定「関与」訴訟）について、2016年3月4日、福岡高等裁判所那覇支部で訴訟上の和解が成立した。

これは、3月17日の執行停止決定「関与」訴訟の判決、4月13日の代執行訴訟判決を目前に控えて、敗訴を恐れた国が急遽和解を受け入れて判決の言い渡しを回避した結果である。和解は、利害関係人として参加した沖縄防衛局が審査請求を取り下げ埋立工事を続けないことを含むものであり、沖縄県知事の”全面勝訴”ともいべき内容である。我々は、沖縄県民とともに同和解が成立したことを喜ぶものである。

同和解は、「和解」という形ではあれ、沖縄防衛局が行った審査請求及びこれを受けた国土交通大臣の執行停止決定が誤っていたことを明らかにし、国機関の談合による行政不服審査制度の濫用、国の工事強行の違法性を改めて浮き彫りにするものである。その意義は極めて大きい。

また、同和解は、閣議決定まで行い性急に代執行訴訟を提訴した国の手続上の誤りや、国が地方自治体の意見を強引に屈服させることを企図して制度の趣旨を無視したことを批判する意味をも含むものである。

同和解により、翁長雄志知事の公有水面埋立承認の取消処分は、その効力を復活し、燦然と輝きを増すものとなった。

こうして、第一ラウンドは、沖縄県及び県民の勝利で決着がついたが、問題の本質は解決されず、紛争の解決は、第二ラウンドに持ち越されることとなった。

3月7日、国土交通大臣は、和解を受けて、改めて、翁長知事の公有水面埋立承認の取消処分に対して、地方自治法に基づき「是正の指示」を行った。これに対し翁長知事は、国地方係争処理委員会に対し、「是正の指示は違法である」旨の審査申出を行うことになると思われる。「是正の指示」の違法性判断が同委員会に委ねられ、当面は、同委員会の判断が注目されることとなる。

同委員会においては、改めて、代執行訴訟と同様に翁長知事の公有水面埋立承認取消処分の適法性が焦点となるが、すでに我々が2015年10月2日に公表した意見書で明らかのように、同埋立承認取消処分は適法なものであり、国による「是正の指示」の違法性が明らかになるものと期待している。

我々は、国からの様々な圧力に屈せず同委員会が中立公正な審査・判断を毅然として行えるように、広汎な関心と注目を集中していく。

自由法曹団は、引き続き沖縄県及び沖縄県民の闘いと連帯しながら、最終的な勝利を勝ち取るまで奮闘することを表明するものである。

2016年3月8日

自由法曹団
団長 荒井新二
自由法曹団 沖縄支部
支部長 新垣 勉